

戸籍謄（抄）本・住民票・諸証明等の交付請求書（郵送による申請）

市区町村長 宛

平成 年 月 日

申請者	住所	氏名	㊞
	連絡先： () —	明・大・昭・平 年 月 日生	

住民票等の請求書			
住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	アパート名等 () 丁目 番地		
世帯主	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (フリガナ)		
	明・大・昭・平 年 月 日生		
必要な方の氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (フリガナ) (フリガナ)		
	明・大・昭・平 年 月 日生	明・大・昭・平 年 月 日生	
●必要な方との関係			
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同じ世帯の人（続柄： ）			
●何が何通必要ですか			
住民票世帯全員	通	記載事項証明	通
住民票（個人）	通		
住民票（除票）《除票になった年月日 犦 年 月 日》			通
住民票に、続柄・本籍を 記載しますか。	世帯主氏名・続柄 筆頭者氏名・本籍地	<input type="checkbox"/> のせる <input type="checkbox"/> のせない	
●身分証明書・戸籍の附票が必要な場合は、下記の欄へ本籍地を記入。			
本籍：	丁目	番地	
筆頭者氏名：			
身分証明 <small>（※請求者は本人のみ。）</small>	通		
戸籍の附票	通		
●使いみち			
<input type="checkbox"/> 免許証の住所変更等、自動車学校等 <input type="checkbox"/> 年金			
<input type="checkbox"/> 自動車の登録、登記			
<input type="checkbox"/> その他 ()			

戸籍謄（抄）本等の請求書			
本籍地	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	番地		
筆頭者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (フリガナ)		
	明・大・昭・平 年 月 日生		
必要な方の氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (フリガナ)		
	明・大・昭・平 年 月 日生		
●必要な方との関係			
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 直系尊属（父・母・祖父母） <input type="checkbox"/> 直系卑属（子・孫等）			
●何が何通必要ですか			
全部事項証明（謄本）	個人事項証明（抄本）		
戸籍	通	戸籍	通
除籍	通	除籍	通
改製原戸籍	通	改製原戸籍	通
記載事項証明	通	一部事項証明	通
届出書の写し（届）昭・平 年 月 日提出			通
受理証明（届）昭・平 年 月 日提出			通
その他（ ）			通
備考			

★住民票・戸籍謄(抄)本の交付申請書の記入について

- ・この申請書は、本人が住民登録地又は、本籍地に各証明書を交付請求する目的に使用するものです。
- ・この交付申請書は、住民票等郵送による請求に使用するため作成したものです。各市町村の窓口には使用できません。
(各市町村の窓口での請求には窓口に添えつけてある申請書等を使用してください。)
- ・申請する内容によって、請求者が本人に限られる証明がありますので、請求書に記載されている注意事項をよくお読みください。

★手数料について

- ・1通あたりの手数料は、住民票及び戸籍の附票＝300円、戸籍謄(抄)本＝450円、
除籍謄(抄)本及び改製原戸籍＝750円、届出書の写し＝350円、受理証明＝350円 となります。
※市町村によっては手数料が異なる場合がありますので請求する役所へ確認をしてください。
- ・交付手数料＝手数料の納付は、定額小為替又は現金書留となります。(郵便局でお買い求めください。)

★ポストへ投函する前に、チェックしてください。

チェック欄

- 請求書の記載漏れはありませんか。
- 本人確認書類＝顔写真つきの公的身分証明書のコピーはありますか。
 - 1枚でよい場合＝運転免許証・写真つき住民基本台帳カード・旅券(パスポート)など
 - 2枚以上必要な場合＝写真の貼付のない住民基本台帳カード・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険の被保険者証・国民年金手帳等
- 必要な証明書の手数料(定額小為替又は、現金の場合、現金書留用封筒)はありますか。
- 返信用封筒+郵便切手　　【送付先は申請者の住民登録地となります。】